

(議事録)

土屋部会長 ただいまから、第5回埼玉県最低賃金専門部会を開催いたします。まず、事務局から出席状況について報告してください。

賃金室長補佐 本日の出席状況は公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計9名です。

土屋部会長 委員の3分の2以上出席という最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立しておりますことを確認いたしました。
また、埼玉県最低賃金専門部会運営規程第6条第1項により、会議及び議事録は原則公開とされています。現在、傍聴者はいますか。

賃金室長補佐 傍聴者は4名です。

土屋部会長 承知しました。次に、本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員をお願いいたします。
配布資料の確認を事務局からお願いします。

賃金室長 本日は、令和4年度埼玉働き方改革推進支援センターの相談実施状況に関する資料を配布しています。埼玉働き方改革推進支援センターに寄せられた生産性向上による賃金引上げ等に関する相談は960件でした。これは全体の約3割を占めています。今日お配りしている資料は以上です。

土屋部会長 資料については、皆様方よろしいですか。
では、議題に入りたいと思います。議題の1は、「埼玉県最低賃金の改正決定について」です。本日、結審に向けて審議をお願いできればと思います。
前回の専門部会において、最後に公益委員及び公益のオブザーバーに、それぞれの見解を述べていただきました。金額として、公益は一致して、41円という意見でした。
それを踏まえて、労側、使側、それぞれ持ち帰って検討していただくようお願いをしたところです。
私から1点、補足します。労側は東京との格差の是正、縮小の必要があるとして、今のところ43円を主張しておられます。東京との格差是正については意見陳述の中でも4名の方が、それぞれ働く側の立場に立って、また企業経営上の観点からも是正が必要なのではないかと

意見を述べられました。

それについては、公益としても検討したところであります。

また、使用者側も廣澤委員が、個人的にということではありましたがけれども、格差については条件を整えば、縮小していくということについては賛成だということ、お考えをお聞きしました。

公益としても、格差を縮小していくことについては必要だということで一定検討したのですが、今回提示した目安どおりの額は、影響率が20%を超えることになり、例年になく高いということになります。また、小規模・零細企業を取り巻く経営環境が厳しいということについては、全体協議のなかでも、公使の意見交換の中でも述べられたところ、これを踏まえて考えたときに、格差是正についてはしていくべきだと公益としては考えたわけですが、今回については、41円にプラスするということにはできないという判断に至ったということです。補足的にお話をさせていただきました。

今現在、金額としては労側43円、使側38円ということで、公益の提示した金額は41円となっております。今日、結審をしたいと考えているところで、歩み寄りをお願いできればと考えております。

ご検討していただいていると思いますが、いかがでしょうか。まず、労働側のご意見を申し上げます。

柿沼委員

前回の審議会場で、公益見解の金額はお聞きしていただきましたけれども、改めて、公益として地域間格差の是正の必要性についての見解をお聞かせいただきましたので、申し訳ありませんが、労側として検討する時間をいただきたいと思っております。できれば休憩をとらせていただきたいのですが。

土屋部会長

はい。使用者側は休憩をとることについてはいかがですか。

廣澤委員

使側も検討します。

土屋部会長

ではここで一度休憩をとりますので、今一度控室でご検討をお願いします。

————— (休会) —————

土屋部会長

では、審議を再開します。ご検討いただいた結果について、ご発言をお願いします。まず、労働側から。

柿沼委員

検討の時間をいただき、ありがとうございます。労働側として、先週、今朝の公益見解を聞いた上で、改めて検討をさせていただきます。

た。我々労働側としましては、金額審議の冒頭から、中央最低賃金審議会から示された目安を尊重するというスタンスで議論に臨んでおります。

特にその中でも、「生計費を重視する」という中賃の公益見解、ここに対して認識を同じくして、今年の審議に臨んでまいりました。その中で行きますと、さいたま市の消費者物価指数の10月から6月の平均値が4.2%でした。中央の目安審議の中でも、4.3%という全国平均を踏まえてバランスをとって目安が示され、埼玉の入っているAランクは41円、ということでありました。こうしたことから、埼玉における41円は、消費者物価を組み込んだ金額であると捉えることもできると考えています。

もう一つ、今年の審議の中で主張している、同一ランク内での地域間格差の是正ですが、こちらについては先週使用者側より、「格差是正を進める必要はあるものの今年についてはなかなか環境が厳しい」、「中小の支払い能力というところに不安がある。」というご意見、また、今朝、公益委員から、今年の環境を踏まえると格差是正を進める必要はあるものの、影響率の高さ、中小企業の支払い能力というところで、今年、目安以上に引き上げる環境にない。」という見解が示されました。ここから、地域間格差是正については、公益委員、使用者委員から一定程度の理解はいただけたと捉えております。

こうした状況から、我々としては、これまでも10月1日の発効にこだわりを持って臨んできたところであり、この41円を超える引き上げを引き出すために、発効日を遅らせるということは、10月1日から遅らせた発効日の間、最低賃金近傍で働く労働者の方々が、41円を受け取れないということになります。物価上昇が続いて生活が苦しい埼玉県内で働く最低賃金近傍の労働者の皆さんの生活を1日でも早く改善することが、今年についてはより重要であると考えています。このあと結審をいただけるということであれば、10月1日の発効ということになりますので、目安同額となる41円の引き上げということに対して、労働側として若干の不满はあるものの理解はしていきたいと思っております。

土屋部会長

ありがとうございました。使用者側はいかがでしょう。

廣澤委員

使用者側としては、41円という額は高いという考えに変わりはありませんが、これまで労使協調でよい審議を行ってきたことを踏まえて、我々としては政府への要望をしっかりと述べた上で、さらに、その実効性にも言及することを前提に、41円について前向きに考えます。

土屋部会長

ありがとうございます。ここまでのところで金額については 41 円で一致しましたが、採決の前に、今、廣澤委員からお話のありました、政府に対する意見書について、第 1 回から 4 回までの部会において、労使、特に使用者側から、国に対していくつか要望したいというご発言がありました。

その内容を意見書としてまとめて、部会報告書に添付するという方法を考えたのですが、労使の委員の皆さん、いかがでしょうか。

労働側委員の皆さんいかがでしょうか。

(異議なし)

使用者側委員のみなさん、いかがでしょうか。

(異議なし)

前回部会終了後に、これまでの労使双方から出た意見をまとめて案文を作成しておくよう、事務局をお願いしておりましたが、できていますか。

賃金室長

はい。

土屋部会長

では、ここで休憩としますので、意見書案について、労使とも検討をお願いします。お気づきの点がありましたら、私にお伝えください。必要であれば、事務局に直してもらいます。

————— (休憩) —————

土屋部会長

お待たせしました。専門部会を再開します。

もともと、事務局が作成した案には労働者側の要望事項も 1 項目含まれていたのですが、今回の要望の趣旨は、41 円引き上げに伴う中小企業、小規模事業者への支援策を強く要望することなので、労働者意見の部分は削除し、使用者側の意見ということでまとめることにいたしました。

事務局は、修正したものを皆さんに配布してください。事務局から読み上げてください。

賃金室長補佐

(読み上げ)

土屋部会長

委員の皆さん、いかがでしょうか。

柿沼委員

事務局案の時点では、労働側の要望も入っていましたが、最終的な取りまとめは、使用者代表からの要望書ということですので、内容に特に異論はありません。当初、審議会として意見を出すのであれば、労働側の意見も必要だ、ということを出させていただきました

が、結果には異論はありません。我々の意見は、所属する労働組合を通じて中央に上げていきたいと考えています。この要望書を部会報告に付すことについては了解いたします。

土屋部会長 ほかに意見はありますか。要望書の内容はこちらでよろしいでしょうか。

(異議なし)

土屋部会長 では、この要望書を含めてということになりますが、採決に入りたいと思います。令和5年度の埼玉県最低賃金額は、時間額 1,028 円、引上額 41 円、引上率 4.2%、発効日は法定どおりとすることについて、賛成する委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

土屋部会長 ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。部会長報告書(案)を配布してください。事務局から読み上げをお願いします。

賃金室長補佐 (読み上げ)

土屋部会長 それでは、ただいま事務局から部会長報告書(案)を読み上げていただきました。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

土屋部会長 承認されましたので、(案)を消していただき、本審議会に提出することといたします。

それでは、議題の2に移りたいと思います。議題の2は「その他」です。まず、委員の皆様方から何かありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

事務局から何かありますでしょうか。

賃金室長 特にありません。

土屋部会長 それでは、以上をもちまして、今年度の埼玉県最低賃金専門部会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

— 了 —